議案第45号

さいたま市医療法施行条例等の一部を改正する条例の制定についてさいたま市医療法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月6日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市医療法施行条例等の一部を改正する条例

(さいたま市医療法施行条例の一部改正)

第1条 さいたま市医療法施行条例(平成24年さいたま市条例第75号)の一部を 次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前 改正後 (病院の施設の基準) (病院の施設の基準) 第4条 法第21条第1項第12号の規定により病 | 第4条 法第21条第1項第12号の規定により病 院(第2号にあっては、療養病床を有する病院に 院(第2号にあっては、療養病床を有する病院に 限る。)が有しなければならない施設は、次に掲 限る。)が有しなければならない施設は、次に掲 げるとおりとする。 げるとおりとする。 (1) 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の3第2 (1) 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の2の規 項の規定により繊維製品の減菌消毒の業務又は 定により繊維製品の減菌消毒の業務又は寝具類 寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当 の洗濯の業務を委託する場合における当該業務 該業務に係る設備を除く。) に係る<u>施設</u>を除く。) (2) 「略] (2) 「略] 2 [略] 「略] 2

(さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例(平成28年さいたま市条 例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。 (2)
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

附則

1 • 2 「略〕

> (療養病床を有する病院の従業者の基準に関する 経過措置)

3 療養病床を有する病院であって、平成24年4 月1日において現に、健康保険法等の一部を改正 する法律(平成18年法律第83号)第26条の 規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第 123号) 第48条第1項第3号の指定を受けて いる同法第8条第26項に規定する介護療養型医 療施設(以下この項及び次項において「介護療養 型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師 並びに看護補助者(以下この項において「看護師 等」という。)の員数が改正後の条例第3条第1 項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院(以下この項において「特定病院」という。)であ るものの開設者が、平成24年6月30日までの 間に、介護療養型医療施設であること又は特定病 院であることを知事に届け出た場合における医療 法(昭和23年法律第205号)第21条第1項 第1号の規定により当該病院が有しなければなら ない看護師等の員数は、この条例の施行の日から 平成30年3月31日までの間は、改正後の条例 第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわら ず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該 各号に定める員数とする。

(1)・(2) [略]

4 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平 成30年6月30日までの間に、再び介護療養型 医療施設であることを市長に届け出た場合には、 同項中「平成30年3月31日」とあるのは、 平成36年3月31日」とする。

5 [略] 附則

1 · 2 「略]

> (療養病床を有する病院の従業者の基準に関する 経過措置)

改正前

3 療養病床を有する病院であって、平成24年4 月1日において現に、健康保険法等の一部を改正 する法律(平成18年法律第83号)第26条の 規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第 123号) 第48条第1項第3号の指定を受けて いる同法第8条第26項に規定する介護療養型医 療施設(以下この項において「介護療養型医療施 設」という。) 又は看護師及び准看護師並びに看 護補助者(以下この項において「看護師等」とい う。)の員数が改正後の条例第3条第1項第2号 及び第3号に掲げる数に満たない病院(以下この 項において「特定病院」という。) であるものの 開設者が、平成24年6月30日までの間に、介 護療養型医療施設であること又は特定病院である ことを知事に届け出た場合における医療法(昭和 23年法律第205号) 第21条第1項第1号の 規定により当該病院が有しなければならない看護 師等の員数は、この条例の施行の日から平成30 年3月31日までの間は、改正後の条例第3条第 1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の 各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定 める員数とする。

(1) • (2) [略]

[略] 4

附 則

この条例は、公布の日から施行する。